

改正労働安全衛生法における複合酸化物顔料の運用方法について

需要家各位

2012年12月12日

2018年10月1日改訂

複合酸化物顔料工業会

労働安全衛生法が改正され、平成24年9月27日に公布、平成25年1月1日から施行となります。この改正で「コバルト及びその無機化合物」がラベル表示対象物質及び特定化学物質管理第2類物質の対象となりました。今回の改正でコバルト系複合酸化物顔料が対象となりますが、複合酸化物顔料における規制対象化合物の含有量算出やラベル表示に関して少なからず混乱がみられる為、複合酸化物顔料の対応として下記の通り運用していくこととなりましたのでご報告いたします。

記

1. 複合酸化物顔料中の規制対象化合物含有量算出

『複合酸化物顔料中の規制対象金属酸化物含有量とし算出し運用していく』

理由)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の運用について」(平成30年3月30日20180329製局第1号)の2 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出関係において「固溶体又は複合酸化物は、それらを構成している酸化物等の混合物として扱うものとする。」とあります。複合酸化物顔料は単一物質ですが、複合酸化物顔料について厚生労働省化学物質評価室に相談しました所、労働安全衛生法における化学物質の解釈は、化審法に準用しているので、今回のコバルト無機化合物についてもこれが適用され酸化物の混合物として含有量計算をしてもよいとの回答を得ました。

2. GHS-SDS の分類、改訂及びラベル表記

『複合酸化物顔料単一物質としての分類を行い、標章、注意喚起語、有害性情報等は単一

物質として分類した内容に沿って表記する。他だし、参考情報として、該当酸化物の分類情報も別枠に記載する。

ラベルには、単一物質分類から生じた標章、注意喚起語、有害性情報を記載し、「特化則管理第 2 類物質に該当(〇〇化合物)」の記載をする。GHS 分類上、標章、注意喚起語、有害性情報がない場合は、「GHS 分類上該当しない」、「特化則管理第 2 類物質に該当(〇〇化合物)」と記載する(該当酸化物の分類、標章、注意喚起語、有害性情報は SDS に記載等の注意書を添えても良い)』

理由)

ニッケル化合物が特化則対象になった為、単一物質として分類できない項目は酸化ニッケルの情報を参考にし、分類を行い、標章、注意喚起語もその分類をもとにつけ、ラベルに表記していたが、需要者からは危険なものである、酸化ニッケルを混ぜているのではないか、混合物ではないか等複合酸化物顔料工業会が意図するものとは違う受け取り方をされ、誤解されている。

複合酸化物顔料工業会では、複合酸化物顔料は単一物質で、安全性が高く、複合酸化物顔料中では構成成分の酸化物の性能、有害性は失われており、構成成分の酸化物の有害性で複合酸化物顔料の有害性を判断すべきではないとの立場をとっていることから、構成成分の酸化物で有害性を評価するのは適切ではない。構成成分の酸化物で有害性を判断することは、複合酸化物顔料工業会の根本理念に反している。

労働安全衛生法では、分類は GHS 基準に則り分類する事となっており、特化則に該当するからといって、無理やり、該当酸化物の情報で分類し、標章、危険有害性情報等をつけなさいとはなっていない。また、GHS 基準では、データが無い項目は“分類できない”として良い事になっている。

以上の理由でニッケル化合物にさかのぼり、SDS、ラベルの見直しをすることになりました。

当工業会では、複合酸化物顔料における規制対象化合物含有量算出、SDS 及びラベルの改訂など上記の内容で運用を進めていくこととなりましたが、自社製品へ適用される場合は自社におかれてもご確認の上対応して頂きますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上